

# 鳥取県福祉保健部及び子育て・人材局指定管理施設運営状況評価委員会評価報告書

鳥取県福祉保健部及び子育て・人材局指定管理候補者審査・指定管理施設運営状況評価委員会(以下「評価委員会」とする)にて、次のとおり指定管理者による鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営状況を評価した。

## 1 対象施設

鳥取県立福祉人材研修センター

## 2 指定管理者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(鳥取市伏野1729-5)

## 3 指定管理期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)

## 4 評価委員会について

(1) 開催日 令和4年8月25日(木)

(2) 開催場所 鳥取県立福祉人材研修センター 中研修室BC及び施設内

(3) 委員

氏名	所属及び役職名
石田 浩朗(委員長)	鳥取西地域包括支援センター 社会福祉士
吉田 高文	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
小谷 誠	小谷昇事務所 税理士
田中 恵理	社会福祉法人福生会三喜苑居宅介護支援事業所管理者
中西 眞治	鳥取県福祉保健部長兼ささえあい福祉局長

## 5 評価委員会協議結果

(1) 評価方法

平成31年度から令和3年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果、施設内視察等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理・緊急時の対応	・施設設備の保守管理・修繕 ・施設の保安警備、清掃等 ・事故の防止措置、緊急時の対応
施設の利用の許可、利用料の徴収等	・利用の許可 ・適正管理に必要な利用者への措置命令 ・利用料金の徴収、減免
その他管理施設の管理に必要な業務	・利用受付・案内 ・附属設備・備品の貸出 ・利用指導・操作
利用者サービス	・開館時間、休館日、利用料金等 ・利用者へのサービス提供・向上策 ・施設の利用促進 ・個人情報保護、情報公開 ・利用者意見の把握・対応
収入支出の状況	・経営状況
職員の配置	・管理運営の組織・職員の職種等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の職員配置</li> <li>・ 障がい者雇用等</li> </ul>
会計事務の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適正事案や事故等の有無</li> <li>・ 業務報告書（月次）における内部検査結果</li> <li>・ 必要な規定類の整備</li> </ul>
関係法令の遵守状況（労働関係法令、鳥取県産業振興条例等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令に係る行政指導の有無等</li> <li>・ 県内企業への発注等</li> </ul>
県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者就労施設への発注</li> </ul>

《評価指標》

- 2 : 協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。
- 1 : 協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。
- 0 : おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
- △1 : 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
- △2 : 協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

(2) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県福祉人材研修センターの管理運営状況の評価は「0」と決定した。

審査項目	評価（5人の委員の平均）
施設設備の維持管理・緊急時の対応	0. 6
施設の利用の許可、利用料の徴収等	0. 2
その他管理施設の管理に必要な業務	0. 6
利用者サービス	0. 8
収入支出の状況	0. 2
職員の配置	0
会計事務の状況	0
関係法令の遵守状況（労働関係法令、鳥取県産業振興条例等）	0. 4
県の施策への協力	0. 8

(注) 総括の評価は0. 4となり、委員協議の上、5段階のうち「0」と決定。

イ 委員からの主な意見

【施設設備の維持管理・緊急時の対応に関する意見】

- 前回の審査時と大きく変わった印象はなく、引き続き適正に管理運営されている。
- 新型コロナウイルス対策として、消毒液や検温器、パーテーションの設置や、利用者が利用後の会場を消毒出来るよう物品を手渡している。
- 多目的工作室の老朽化が目立つため、今後の対応が必要。
- かなりの経過年数にも関わらず良い状態で施設を保つことが出来ている。

【その他管理施設の管理に必要な業務に関する意見】

- 施設の設定備や備品は十分に整っている。
- 施設内の修繕・不具合に対し、迅速に対応出来ており、事故や大きな苦情につながっていない。
- 福祉避難所の指定を令和3年7月に受けているが、トイレまでの距離等実際に受け入れを行なった際に対応に苦慮する可能性がある点があるため、具体策を考える必要がある。

**【利用者サービスに関する意見】**

- 利用者の要望・意見に対し、都度早急に対応されている。
- 利用者からいただいた意見をもう少しよく見える位置に掲示してはどうか。
- オンライン会議等の利用者要望に対しても対応することが出来ている。
- 意見箱等を活用し、利用者の意見や施設の不具合等に迅速に対応出来ている。